



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目次

告 示	
○海岸保全区域の指定（農地農村整備課）	1
○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）	1
○漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課）	2
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所）	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	3
公安委員会事項	
○沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	3

告 示

沖縄県告示第389号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部農地農村整備課及び北部農林水産振興センター農業水産整備課において閲覧に供する。

令和 7 年10月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島	名護海岸	稲嶺	基点 1 から基点 5 までを順次直線で結んだ線、補助点 1 から補助点 6 までを順次直線で結んだ線、基点 1 と補助点 1 を直線で結んだ線及び基点 5 と補助点 6 を直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点 1 X座標 70,517.539、Y座標 53,353.646 (世界測地系平面直角座標系第15系) 基点 2 基点 1 から87度57分15秒167.71メートルの地点 基点 3 基点 2 から63度40分18秒216.47メートルの地点 基点 4 基点 3 から97度45分54秒44.41メートルの地点 基点 5 基点 4 から113度17分06秒172.03メートルの地点 補助点 1 補助点 2 から266度49分12秒164.23メートルの地点 補助点 2 補助点 3 から242度55分41秒202.16メートルの地点 補助点 3 補助点 4 から251度33分54秒37.95メートルの地点 補助点 4 補助点 5 から275度54分22秒58.31メートルの地点 補助点 5 補助点 6 から291度08分21秒160.84メートルの地点 補助点 6 基点 5 から12度12分00秒75.71メートルの地点

沖縄県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年10月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 うるま市勝連平敷屋平原766番（次の図に示す部分に限る。）、779番、780番、勝連内間大賀平2135番、2141番、2142番、勝連内間仲間屋2166番・2167番・2169番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2143番、2155番1、2155番2、2157番、2159番から2161番まで、2165番
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第391号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和 7 年10月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
沖縄加入区	沖縄市漁業協同組合の地区	1 主としてまぐろ一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業） 2 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 3 定置漁業 4 1 から 3 までに掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
沖縄加入区	沖縄市漁業協同組合の地区	1 主としてまぐろ一本釣漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業） 2 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 3 定置漁業 4 1 から 3 までに掲げる漁業以外の漁業

沖縄県告示第392号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 7 年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 7 年 9 月19日
- 3 指定に係る道路の位置 糸満市字兼城浜川原437番 7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
(1) 延長 30.00メートル

(2) 幅員 4.02メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年10月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 3 月22日 沖縄県指令土第245号、令和 7 年 9 月12日 沖縄県指令土第671号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市玉城字船越内又原1216番、1217番及び1218番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市西州二丁目 9 番地 3 株式会社丸市ミート 代表取締役 大城徳博
- 5 検査済証番号 令和 7 年 9 月30日 第5017号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 9 月12日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第13号

沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年10月10日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 9 年沖縄県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「聴聞を行う公安委員会の事務所の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年10月10日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地 1